

“いつか”に備えて今から始める 終活・相続セミナー & 個別相談会

参加無料

御自身や親御さんのこと「まだまだ先のことから」「相続手続は急がなくていいから」と思われるかもしれませんが、令和6年4月1日から相続登記が義務化され3年以内に登記しなければなりません（過去に発生している相続登記も対象です。）。

また、元気な今だからこそできることがあります。本セミナーを通して、将来のことや今やるべきことについて、一緒に考えてみませんか？

【注意】令和6年4月1日以前の相続については、令和9年3月31日までに相続登記をする必要があります。

このようなお悩みありませんか？

- 土地や建物の名義変更はどうするの？
- 相続が争族（争う家族）とならないためには？
- 名義が祖父（又は曾祖父）のままの土地がある。
- 遺言書は残した方がいいの？
- 認知症リスクへの備えはどうすればいいの？



日時 令和8年9月29日（火）13：30～
場所 浅川町中央公民館 大ホール

【講演会】

13:30～14:30 『終活・相続に必要な手続について』

講師：福島地方法務局白河支局 登記相談員 佐藤 義治 氏

14:30～15:00 『知っておきたい「相続税・贈与税」のお話』

講師：郡山税務署 審理専門官 蛭名隆弘 氏

【相続・遺言及び相続税に関する個別相談会】予約制 30分まで

15:00～17:00 相談内容：相続登記、相続税、遺言、その他

相談担当：郡山税務署職員、法務局白河支局職員

司法書士 本多 強 氏

➤ 相談予約は、下記電話番号に電話で予約してください。

➤ 講演会の参加予約は不要です。



（ご予約・お問合せ） 浅川町税務課 TEL 0247-36-4122

主催 浅川町・須賀川税務署・福島県司法書士会